

議案第132号

福岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年6月15日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、市場外における売買取引の規制を緩和したこと等に鑑み市場施設の使用料の額を改めるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のため売買取引の方法に入札の方法を加える等の必要があるによる。

福岡市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

福岡市中央卸売市場業務条例（昭和46年福岡市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第37条中「せり売」の次に「若しくは入札の方法」を加える。

第47条第1項中「せり売」の次に「又は入札の方法」を、「せり直し」の次に「若しくは再入札」を加える。

第49条第1項第1号及び第2項第1号中「せり売」の次に「又は入札の方法」を加える。

第58条第3項中「売買参加者」の次に「その他前2項に規定する者以外の者」を加える。

第69条第1項中「卸売業者市場使用料、仲卸業者市場使用料及び」を削る。

別表第1卸売業者市場使用料の項及び仲卸業者市場使用料の項を削る。

別表第2卸売業者売場使用料の項中「270円」を「1,260円」に改める。

別表第3中

種 別				
卸売業者売場使用料	突堤東卸売場棟，突堤北卸売場棟，仮設卸売場棟及び魚函倉庫棟の卸売業者売場	1月1平方メートルにつき	170円	を
	突堤西卸売場棟の卸売業者売場	1月1平方メートルにつき	180円	
	長浜卸売場棟及び東卸売場棟の卸売業者売場	1月1平方メートルにつき	260円	

種 別				
卸売業者売場使用料（西卸売場棟の卸売業者売場に係るものを除く。）		1月1平方メートルにつき	435円	に

改め、同表買荷積込所使用料の項から屋上使用料の項まで及び会議室使用料（鮮魚市場会館の会議室に係るものを除く。）の項を削り、同表西卸売場棟使用料の部卸売業者売場使用料の項中「260円」を「435円」に改める。

別表第4市場施設使用料の項中「7,005,000円」を「13,321,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。